

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害の予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生を未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的見地及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。また、国、道、町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は町の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備を行うとともに、道、町および防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び一般町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。
- (2) 町
 - ア 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
 - イ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
 - ウ 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に務めるものとする。
 - エ 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

2 配慮すべき事項

- (1) 東日本大震災を初めとする、わが国の大規模災害の教訓を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、インターネットの活用

- (3) 新聞、広報誌（紙）等の活用
 - (4) 映画、スライド、ビデオ等の活用
 - (5) 広報車両の利用
 - (6) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
 - (7) 研修、講習会、公演等の開催
 - (8) その他
- 4 普及・啓発及び教育を要する事項
- (1) 鹿追町地域防災計画の概要
 - (2) 災害の予防措置
 - ア 自助（備蓄）の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ その他
 - (3) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得（気象情報の種別と対策・避難時の心得・被災世帯の心得）
 - (4) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
 - (5) その他必要な事項
- 5 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発
- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
 - (2) 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
 - (3) 学校において外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
 - (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
 - (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
 - (6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究会等を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。
- 6 普及・啓発の時期
- 防災の日、防災週間及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害キャンペーン等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技術の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、避難行動要支援者、水防協力団体を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための実施に努めるとともに、訓練後において評価を実施し、それを踏まえた体制の改善について検討をする。

2 訓練の種別

防災訓練の種類は、次のとおりとする。

- (1) 水防訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 避難救助訓練
- (4) 災害通信連絡訓練
- (5) 非常招集訓練
- (6) 総合訓練
- (7) 防災図上訓練
- (8) その他災害に関する訓練

3 訓練の実施

町及び防災会議は、各関係機関と密接に連携し訓練を実施する。その区分及び実施方法は、次のとおりである。また、避難行動要支援者との連携を含めた訓練を行うものとする。

- (1) 図上訓練:各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

(2) 実施訓練:別表

区分	実施時期	実施場所	実施方法
水防訓練	水害発生 多発時期前	水害 危険地区	各種水防工法、水位雨量観測、水防資機材の輸送、広報、通報伝達等の訓練を実施する。
消防訓練	火災発生 多発時期前	災害 危険地区	消防機関の出動、避難、立ち退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、情報連絡等の訓練を実施する。
避難救助訓練	適宜	指定避難 場所ごとの 区域	水防訓練又は消防訓練にあわせて避難の指示、伝達方法、避難誘導、避難場所の防疫等の訓練を実施する。
災害通信連絡 訓練	適宜	防災関係 機関相互	災害時における気象予報の伝達及び災害情報の通信等を迅速かつ的確に実施するため、第3章「災害情報通信計画」に基づき訓練を実施する。
非常招集訓練	適宜		災害時において、迅速に配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び動員要領についての訓練を実施する。
総合訓練	適宜		各種訓練を組み合わせた総合的な訓練を実施する。実施機関は、本部が主体となり関係機関が協力をする。
その他災害に 関する訓練	適宜		その他の災害に関する訓練、相互応援協定に基づく訓練及び民間 団体(自主防災組織、ボランティア及び地域住民)との連携した訓練を実施する。

注 細部については、その都度決定する。

4 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等について計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備

災害時において、町民の生活を確保するための食料、その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材の整備については、次の定めによる。

1 食料その他の物資の確保

町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、町民に対し最低3日間、推奨1週間分の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう、防災週間や防災関連行事等を通じて啓発を図るものとする。

[備蓄品の例]

食料……………米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水……………ペットボトル水

生活必需品…毛布、防寒具、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品……………マスク、消毒液

燃料……………ガソリン、灯油、固形燃料、カセットガス

その他……………トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ（電源不要なもの）、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋、ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ

2 防災資機材等の整備

町は災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等整備に努めるものとする。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策もしくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の支援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、道、町及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、総合防災訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援（受援）体制の整備

(1) 町

ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、予め連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

ウ 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な震災等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

(2) 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むよう予め体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

(3) 防災関係機関等

あらかじめ、道、市町村その他防災関係機関と連絡先の共有を計るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

3 防災災害時におけるボランティア活動の環境整備

道、町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

大規模な災害発生時には、住民の避難行動での混乱、同時多発的災害の発生等、さまざまな状況が予想される。

このため、災害発生時の被害の軽減を図るためには、地域住民による自主的な防災活動、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等、地域住民による組織的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に、乳幼児、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者の安全確認、保護は緊急性を考慮すると行政的対応には自ずと限界があり、地域住民の協力、援助が不可欠である。このことを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識の高揚の機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急対応実施のため、行政区等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進する。

この際、女性の参画の促進に努める。

1 地域住民による自主防災組織

地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団との連携を行い初期消火活動や救出、救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに女性リーダーの育成に努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努めるとともに、必要な設備の充実を図る。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 組織編成、規模

自主防災組織の活動を効果的に行うため、既存の行政区を基本とした組織が適当であり、その組織の中での役割分担を明確にする。

このため、鹿追町地域防災委員会を中心として、おおむね次のような編成が必要と考えられる。

なお、組織の編成は、民生児童委員等の協力を得て、より機動的な組織作りを推進する。

(1) 地域防災連絡協議会

町内地域防災委員で構成し、地域の防災推進方策の検討、相互連絡調整を図る。

(2) 基礎的防災組織

おおむね一行政区ごとに一つの基礎的防災組織とする。

(3) 防災会会長

行政区の防災組織の総括責任者（行政区長兼務）。町又は本部との連絡調整のための

統括者

(4) 防災推進班

ア 災害時における行政区内の住民の安全、被災状況等の把握、救急機関等への通報の任にあたる。

イ 避難の誘導指示にあたる。

ウ 日常活動として行政区内住民の防災意識の啓蒙の普及、指導を行う。

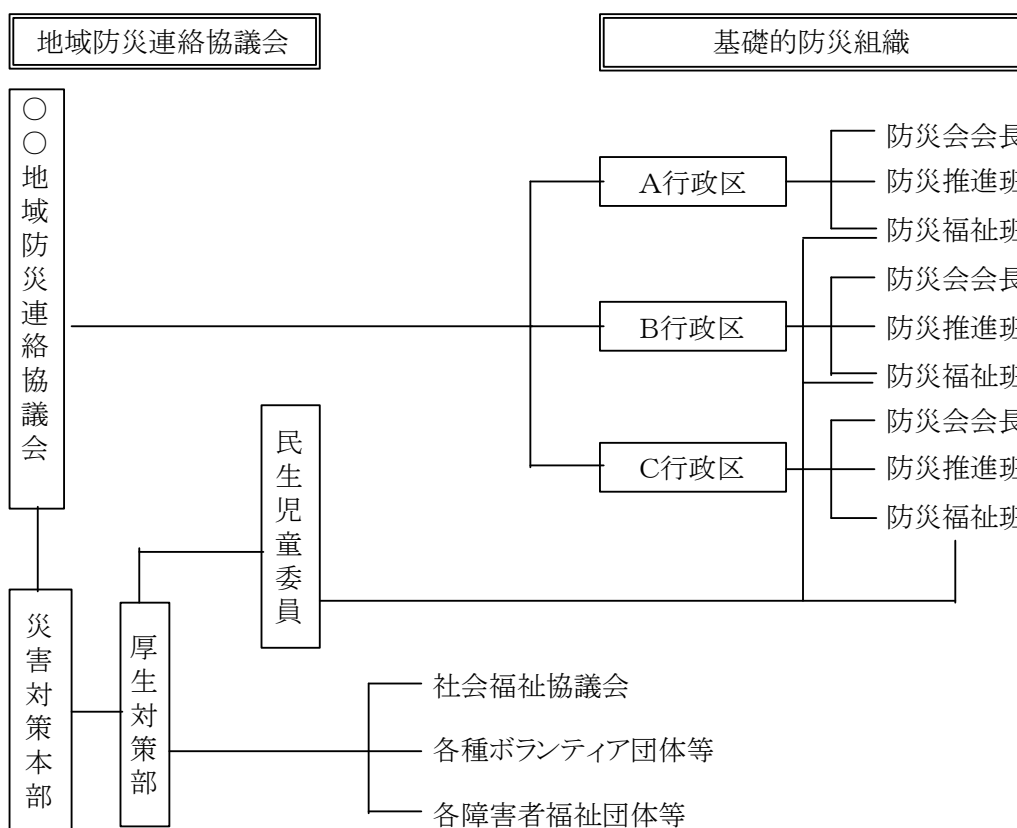
(5) 防災福祉班

ア 行政区内における要配慮者の安否確認、安全確保にあたりるとともに民生児童委員と連携をとる。

イ 防災推進班と連携して避難行動要支援者の避難誘導にあたりるとともに、状況に応じてボランティア等の要請を行う。

ウ 日常活動として、要配慮者の防災対策を検討し、行政区内住民に啓発する。

例



4 組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、地域防災委員が主体となり、例会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

ウ 独居老人等の避難行動要支援者の状況把握

エ 防災訓練の実施又は町等が実施する防災訓練への参加協力

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、次に掲げる個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、地区の特性を考慮して計画し実施する。

(ア) 情報収集伝達訓練～防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練～火災の拡大、延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練～避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるように実施する。

(エ) 救出救護訓練～家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(オ) 避難所開設・運営訓練～指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。

オ 地域住民の防災思想の普及及び研修会等の実施

カ 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(2) 非常時及び緊急時の活動

ア 情報の収集及び伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ正確に把握して町等に報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルートまた、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱、流言飛語の防止にあたる。

イ 町及び本部又は防災関係機関への連絡・要請行動

ウ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

エ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とす

るものがあるときは、救護所等に搬送する。

オ 避難の実施

町長等から避難準備情報や避難勧告、指示が出された場合には、住民に対しての周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ円滑に避難場所へ誘導する。

カ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

キ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

なお、避難行動要支援者ほか自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

ク 要配慮者の援護活動

独居老人等を対象とした緊急通報システムによる緊急連絡体制が整備されてきているが、大規模災害時には活用が不可能となることが予想される。

このため、町内の要配慮者の保護、安全確認については、次の事項について、民生児童委員との連携による自主防災組織の活動、協力が必要となる。

- (ア) 住民の安全確認と保護
- (イ) 医療手配等の応急的対応
- (ウ) 避難誘導援護

第6節 避難体制整備計画

災害から町民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 町は、大規模災害から、住民の安全を確保するため、必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- (2) 道及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体の広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- (3) 道及び町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (4) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

2 避難場所の確保等

- (1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所をあらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。

基準		異常な現象	崖崩れ ・ 土石流 ・ 地滑り	大規模な 火事	洪水	内水氾濫 (※1)	噴火に伴い 発生する火 山現象(※2)	地震	
		管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの *下記a2の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる					
施設の 構造の 基準 又は 立地の 基準 (A)・(B) いずれ かに 該当	構造 (A)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)					異常な現象による水圧、振動、衝撃等が作用するちからによって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動沈下等)を生じない構造のもの(a1)		
	立地 (B)	安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある					地盤が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※2)に適合するもの(*3)		
							当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない		

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

- (2) 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 当該緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (4) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

3 避難所の確保等

- (1) 災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定する。

規 模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること
構 造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること
立 地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること
交 通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること

- (2) 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。
 - ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難場所は相互に兼ねることができる。
- (4) 避難場所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
 - ア 避難所を指定するときにあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - イ 老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学校等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (5) 当該緊急避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定緊急避難所の指定を取り消すものとする。
- (6) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

4 避難計画の策定等

- (1) 避難勧告等の具体的な発令基準の策定

町は、避難指示、避難勧告、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者その他の要配慮者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準、迅速・的確な避難行動に結びつける伝達内容・方法を明確にしたマニュアル等の作成に努めるものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知

町長は、住民の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路等、必要となる事項を記載した防災マップ・ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

ア 避難指示・避難勧告・避難準備情報を発令する基準及び伝達方法

イ 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難場所・避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入りこみ客対策を含む）

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

(ア) 給水、給食処置

(イ) 毛布、寝具等の支給

(ウ) 医療・日用必需品の支給

(エ) 暖房及び発電機用燃料の確保

(オ) 負傷者に対する応急救護

カ 避難場所・避難所の管理に関する事項

(ア) 避難中の秩序保持

(イ) 住民の避難状況の把握

(ウ) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に対する広報

(ア) 防災無線放送による周知

(イ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知

(ウ) 避難誘導者による現地広報

(エ) 住民組織を通じた広報

(4) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は避難者誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取扱いには十分留意するものとする。

5 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所(避難場所・避難所)
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達方法
- (5) 保険・衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

6 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、道および町は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本計画で定めるところによる。

1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから道・町及び社会福祉施設等の管理者は、これらの要配慮者の安全の確保を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

(1) 町の対策

防災担当部署や福祉担当部署をはじめとする関係部署連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進する。

ア 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

イ 要配慮者の把握

要配慮者について、関係部署における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

ウ 避難行動要支援者名簿の作成・更新及び情報共有

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障がい者支援区分、家族状況等を考慮した用件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の作成について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援関係者で共有する。

エ 避難支援関係者への事前の名簿情報提供

平常時から名簿を共有することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えい防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

オ 個別避難計画の策定

地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

カ 避難行動支援に関する地域防災力の向上

地域の実情に応じ要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

キ 福祉避難所の指定

一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が避難所で特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備し、主な施設と補完施設を福祉避難所として指定する。

指 定 避 難 所

	施設名	住 所	電話番号
主	鹿追町トリムセンター	鹿追町東町4丁目2	66-1311
	鹿追町民ホール	鹿追町東町3丁目2	66-3300
補 完 施 設	鹿追町役場	鹿追町東町1丁目15番地1	66-2311
	鹿追小学校	鹿追町東町3丁目2	66-2139
	鹿追町ピュアモルトクラブハウス	鹿追町元町3丁目	69-1605
	介護予防センター	鹿追町泉町1丁目48	66-3925
	鹿追高等学校	鹿追町西町1丁目	66-3011
	鹿追中学校	鹿追町北4線8	66-3704
	認定こども園しかおい	鹿追町鹿追北2線8	66-2754
	総合スポーツセンター	鹿追町緑町4丁目	66-3441
	鹿追分館	鹿追町元町4丁目10	66-2625
	下鹿追分館	鹿追町鹿追南1線7	66-3850
	瓜幕活性化施設ウリマックホール	鹿追町瓜幕西2丁目	67-2111
	瓜幕小学校	鹿追町瓜幕東3丁目8	67-2323
	瓜幕中学校	鹿追町瓜幕西27線	67-2244
	瓜幕地域集会所	鹿追町瓜幕西27線22	67-2738
	中瓜幕集会所	鹿追町中瓜幕西21線26	67-2900
	通明小学校	鹿追町中瓜幕西20	67-2557
	旧通明保育所	鹿追町中瓜幕西20	—
	通明分館	鹿追町中瓜幕西20線25	67-2462
	東瓜幕消防会館	鹿追町東瓜幕西15線24	67-2011
	笹川小学校	鹿追町笹川北9線	66-3505
	笹川分館	鹿追町笹川北8線11	66-3856
	旧上幌内小学校	鹿追町上幌内4線南3	—
	上幌内分館	鹿追町上幌内4線南3	66-3322
	新然別分館	鹿追町上然別西11線17	66-2287
	鹿美分館	鹿追町美蔓西15線19	66-2238
	幌内分館	鹿追町幌内西25線28	66-2771
	北鹿追分館	鹿追町北鹿追北10線4	66-2038
中鹿追分館	鹿追町鹿追北2線7	66-3404	

(2) 社会福祉施設等の対策

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入居者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

イ 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、予め防災組織を整え施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

エ 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

2 外国人に対する対策

道及び町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動が取れるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

(1) 多言語による広報の充実

(2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画の定めるところによる。

1 道、町及び防災関係機関

- (1) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者、市街地における帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- (2) 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮して多様な手段の整備に努めるものとする。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

1 建築物防災の現状

本町の市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大の可能性がある。ただし、本町は都市計画法の適用外のため、防火地域、準防火地域の指定は無い。

2 予防対策

建築物が密集しての火災により多くの被害が発生するおそれのある地域においては、耐火建築物の建築促進に努め、建築物の不燃化の推進を図るものとする。

また、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造とし、火災の延焼の防止を図るものとする。

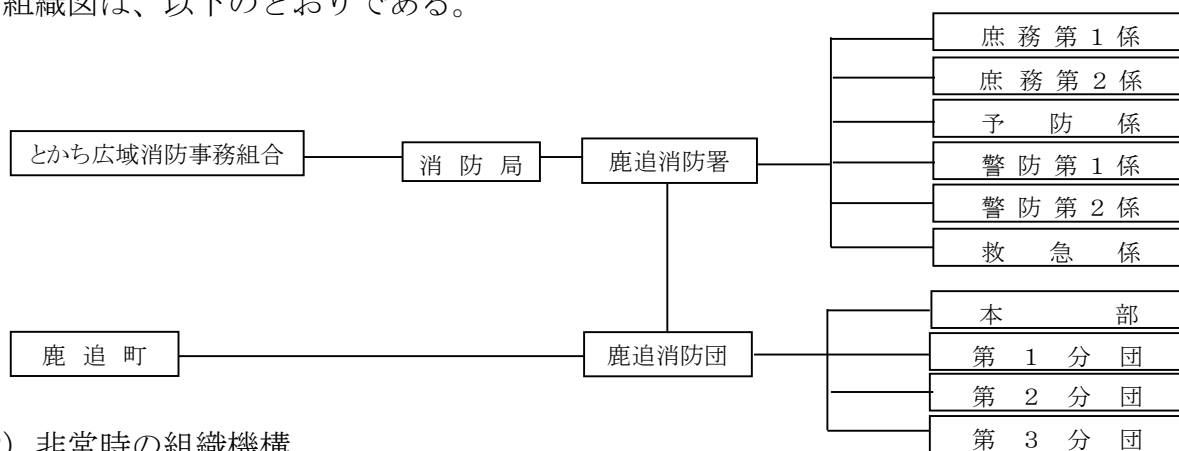
第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災、地震等災害を防除し、その被害を軽減することであり、大規模な火災等が発生し、又は発生する場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織、運営及び活動について定めるものである。

1 組織計画

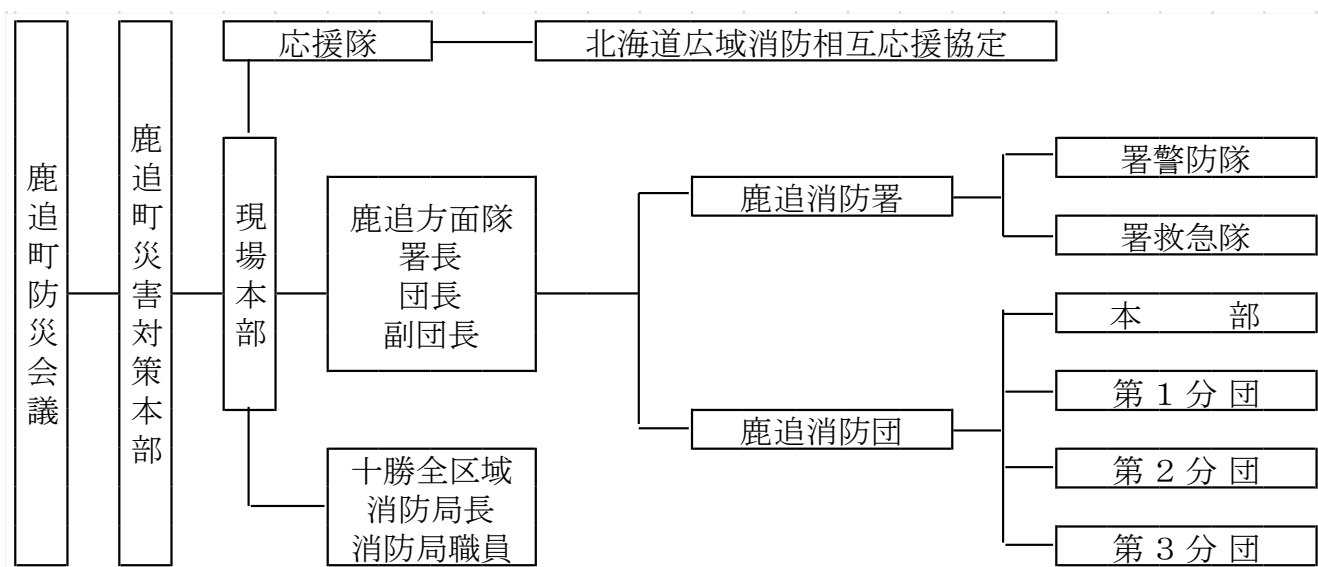
(1) 平常時の組織機構

平常時における消防機関の日常業務を円滑かつ迅速に行うための組織機構は、とちかち広域消防事務組合消防局の組織に関する規則（平成28年4月1日規則第4号）、鹿追町消防団規則（平成28年4月1日規則第21号）の定めるところによる。組織図は、以下のとおりである。



(2) 非常時の組織機構

非常災害時における災害防御活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための消防隊の編成及び事務分掌は、とちかち広域消防事務組及び本町の定めるところによる。組織図は、以下のとおりである。



(3) 非常災害時の定義

- ア 異常気象により災害が発生し、又は発生するおそれ大きいとき。
- イ 地震により家屋等の倒壊のため人的被害が大きいとき又は火災が発生したとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。
- エ その他指揮本部長が認めたとき。

2 署団員数と消防施設の現況

予想される災害に対し現有の消防力を活用し対処するとともに、消防力の整備指針に基づき人員、機械器具、水利等の増強を図るものとする。

(1) 概要

区分	人員	タンク車	ポンプ車	可般ポンプ	その他	消防施設		
						消火栓	防火水槽	井戸等
鹿追	署員18	2	1	2	指揮車 1	49	17	16
	団員33				救急車 2			
瓜幕	団員14	1		1 (可搬ポンプ積載人員搬送車)	2	3	12	
東瓜幕	団員15	1			指揮車 1		2	
自衛隊		1						
その他					人員輸送車 1 水槽車 1	1		
計	署員18	5	1	3	5	53	31	16
	団員62							

区分	消防無線（種別）					
	固定局	基地局	移動局(10w)	移動局(5w)	移動局(1w)	受令機
鹿追	2	1	8	5	5	20
瓜幕	1		2	1	1	
東瓜幕	1		2	1	1	
自衛隊						
その他						
計	4	1	12	7	7	20

(2) 消防署職員数の状況

	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	合計
人数	1	3	7	3	0	4	18

(3) 消防団員数の状況

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部	1	1						2
第1分団(鹿追)			1	1	4	4	20	30
第2分団(瓜幕)			1	1	3	3	7	15
第3分団(東瓜幕)			1	1	2	3	8	15
合計	1	1	3	3	9	10	35	62

(4) 車両の保有状況

配置	車両名 (呼出名称)	ポンプ型式(性能)	水槽容量 (リットル)	備考
本団	指揮広報車 (鹿追指令)			
署	救急車 (鹿追救急1)	高規格救急車		
〃	救急車 (鹿追救急2)	高規格救急車		
〃	器材運搬車 (鹿追器材)			
〃	水槽付消防ポンプ自動車 (鹿追1)	森田式ME-5型 (A-2級)	5,000	
〃	小型除雪車 (鹿追ローダ)	ホイルローダ		
〃	小型動力ポンプ付水槽車 (鹿追2)	ラビットB3級 ラビットC1級	10,000	
〃	人員輸送車 (鹿追輸送)			
第一分団	消防ポンプ自動車 (鹿追3)			
〃	水槽付消防ポンプ自動車 (鹿追5)	ME5	6,500	
〃	可搬積載車 (鹿追6)	P408S高圧1段タービン(B3級)		
第二分団	小型動力ポンプ付人員搬送車 (瓜幕1)	ラビットB3級		
〃	水槽付消防ポンプ自動車 (瓜幕2)	トーハツB3級	2,500	
第三分団	広報車 (東瓜幕1)			
〃	水槽付消防ポンプ自動車 (東瓜幕2)	ME-5型(A2級)	2,000	

(5) 資機材の保有状況

(5) 資機材の保有状況

	品名	消防署	消防団	
消化活動用	消防用ホース	50mm	61	18
		65mm	155	103
	小型動力消防ポンプ	1	2	
	発電機	5	4	
	投光器(照明装置含む)	8	9	
	耐熱服	2		
	防火服	20	71	
	背負い式消化水のう	8	56	
	車載消火器	7	11	
	泡ノズル	2	4	
	ラインプロポーションナー	2	4	
	泡原液(ℓ)	320	460	
	送排風機	1		
	水中ポンプ	1		
	フォグガン	1		
	救助活動用	酸素呼吸器	2	
酸素呼吸器 予備ボンベ		7		
空気呼吸器		5		
空気呼吸器 予備ボンベ		14		
高圧ガス(空気) 充てん器		1		
油圧救助器具		1		
マット型空気ジャッキ		4		
救急活動用	吸引機一式	2		
	クリーンパック滅菌器	1		
	救急車内紫外線殺菌装置	2		
	患者監視装置	2		
教材・訓練用	高度救急処置シュミレーター	1		
	訓練人形(心肺蘇生用)	5		
	スモークマシーン	1		
	子供用防火衣	5		
	張力計	1		
救助活動用	エンジンカッター(電動含む)	2	1	
	エンジンチェンソー	1		
	救助マット	1		
	可搬式ウインチ(チルホール)	1		
	ガス溶断器	1		
	エアソー	1		
	可燃性・有毒ガス測定器	1		
	救助用ボート	1		
ボート用船外機	1			

	品名	消防署	消防団
救急活動用	自動式心肺蘇生器	1	
	自動式人工呼吸器	2	
	伝送装置	1	
	除細動装置	4	
	気道確保資機材	1	
	輸液装置	1	
	ショックパンツ	1	
	酸素吸入器一式	2	
	車両整備用	エアークンプレッサー	2
バッテリー充電器		1	2
高速洗車機		1	

3 火災予防

災害を未然に防止するため、火災の予防査察、住民の自主的予防、協力体制の確立指導等、防火思想の普及に努める。

(1) 火災予防査察

学校、病院、店舗、工場等、多数の者が勤務し、又は公衆の出入りする建築物の防火管理体制の整備指導及び一般家庭からの火災を未然に防止するため、火災予防査察、指導を計画的に実施して火災等の未然防止を推進する。

(2) 防火思想の普及

ア 火災予防運動

春、秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動を積極的に促進し、映画会講習会等の開催、震災時の初期消火の実践等を実施するものとする。

イ 防災意識の向上

町広報紙及び消防機関広報紙、チラシ等を作成し、各家庭の防災知識、自主防災体制の意識向上に努めるものとする。

ウ 民間防災組織の育成

行政区、職場自衛消防組織等の防火組織の育成を図り、これらの組織への通報、消火、避難の指導を通じて防火防災思想の普及に努めるものとする。

(3) 危険物の規制

危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所における保安基準の遵守並びに危険物保安監督者の保安監督業務の徹底を期するため、立入検査の実施及び各種研修会等を開催するとともに、危険物の自衛消防体制の強化に努めるものとする。

(4) 建築確認の同意

消防法（昭和23年法律第186号）第7条に基づく建築物同意に付随して、災害時の避難設備及び対策の推進を図る。

4 火災警報

(1) 火災警報発令基準

町長は、知事（振興局長）から測候所が発表した火災気象の通報を受けたとき、又は気象の状況が次に定める火災警報発令条件となり火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項に基づく火災警報を発令し、出火予防に万全を期するものとする。

ア 実効湿度が72%以下にして、最小湿度が45%以下となり、最大風速が7 m/s以上のとき。

イ 平均風速10 m/sの風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

① 火災気象通報

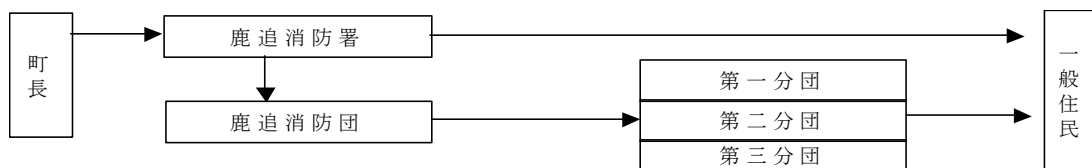
通報基準・・・実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは平均風速12 m/s以上が予想される場合。なお平均風速12 m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

② 伝達系統

帯広測候所 → 十勝総合振興局 → 鹿追町 → 各関係機関

(2) 火災警報の伝達及び周知

火災警報の伝達及び周知方法は、防災行政無線及び広報車等により行うものとする。



(3) 火災警報の解除

気象の状況が火災予防上危険がない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除し、発令伝達に準じて関係機関及び一般住民に解除したことを周知する。

5 警防活動

火災等の警戒及び鎮圧のために次の活動を行う。

(1) 消防署員及び消防団員の招集

火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、サイレン、無線、その他の連絡方法を利用して消防署員及び消防団員を招集する。

(2) 消防隊の出動は、偵察出動、火災出動、区域外出動、応援出動及びその他の出動とし、出動区分は組合計画に基づき次のとおりとする。

区 分		鹿 追 町			
		鹿 追 地 区		瓜 幕 地 域	東 瓜 幕 地 域
		消 防 署	第 1 分 団	第 2 分 団	第 3 分 団
偵 察 出 動	火災であるかどうか判断としない通報のときに偵察の必要があるとき	鹿 追 1		瓜 幕 2	東 瓜 幕 2
通 常 火 災 出 動	火災状況が初期の段階で街区及び気象の状況から判断して、他の建物等に延焼拡大のおそれのないとき	鹿 追 1 鹿 追 2	鹿 追 3 鹿 追 5 鹿 追 6	瓜 幕 1 瓜 幕 2 鹿 追 1 鹿 追 2	東 瓜 幕 2 鹿 追 1 鹿 追 2
	危険区域、大規模建物等の火災で街区及び気象の状況から判断して延焼拡大の危険が大きいとき	鹿 追 1 鹿 追 2	鹿 追 3 鹿 追 5 鹿 追 6 瓜 幕 2 瓜 幕 3	瓜 幕 1 瓜 幕 2 鹿 追 1 鹿 追 2 鹿 追 3 鹿 追 5 鹿 追 6	東 瓜 幕 2 瓜 幕 1 瓜 幕 2 鹿 追 1 鹿 追 2

区 分			鹿 追 町			
			鹿 追 地 区		瓜 幕 地 域	東 瓜 幕 地 域
			消 防 署	第 1 分 団	第 2 分 団	第 3 分 団
非常火災出動	第3種出動	地震、爆発等又は強風下における火災で大規模に拡大するおそれがあり、全消防力を結集して防ぎよ活動を行う必要があるとき	鹿追 1	鹿追 3	瓜幕 1	東瓜幕 2
				鹿追 5	瓜幕 2	瓜幕 1
				鹿追 6	鹿追 1	瓜幕 2
				瓜幕 1	鹿追 2	鹿追 1
			鹿追 2	瓜幕 2	鹿追 3	鹿追 2
				東瓜幕 2	鹿追 5	鹿追 3
					鹿追 6	鹿追 5
					東瓜幕 2	鹿追 6
区域外出動	消防長又は消防署長の命令があるとき及び区域外の火災を覚知したとき	鹿追 1・鹿追 2				
応援	相互応援協定に基づく出動	北海道広域消防相互応援協定				

(3) 救助及び救急活動

火災等による要救助者の救出及び傷病者に対し応急措置を施し、医療機関へ搬送するための活動は、北十勝消防事務組合救急業務規定（昭和46年組合訓令第2号）に基づくものとする。

(4) 避難誘導

住民、被災者等の避難誘導は、組計画に基づくものとする。

(5) 現場広報活動

火災等の状況、気象その他の情報を住民に周知し、二次災害発生の防止に努める。

6 相互応援協定

不測の大規模災害及び境界地域における火災被害等を最小限度に止めるために「北海道広域消防相互応援協定」（平成3年2月13日締結）に基づき、連携を密にして防災活動等を行う。

7 教育訓練

消防活動及び火災予防指導等を効果的に実施するため、次の教育訓練を実施し、消防署員及び消防団員の資質向上を図る。

(1) 委託教育

国又は北海道の設置する消防訓練機関に署団員を派遣する。

(2) 職場教育

消防署員に対し、研修必要度に応じて毎年教養訓練計画を立て随時実施する。

(3) 初任教養

初任の署団員に対し、服務上必要な基礎的知識の教養を実施する。

(4) 特別教育

法令改正等により消防長が必要と認めた場合に実施する。

(5) 消防団及び分団教養

消防団又は分団ごとに訓練計画を立て、団員の教養訓練を実施する。

(6) 消防演習

各種訓練の成果を確認し技術の向上を図るため、災害を想定した総合的な消防演習を年1回以上実施する。

8 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備に努めるものとする。

9 その他

この節に定めるもののほか、消防計画について必要な事項は、北十勝消防事務組合消防計画によるものとする。

第11節 重要警戒区域及び整備計画

災害の防止を計るため、河川氾濫警戒区域、急傾斜地崩壊危険予想区域及び危険物貯蔵施設など、災害発生予想区域については、河川改修、防護施設の改善等により逐次整備は進んでいるが、本町における重要警戒区域及び危険物貯蔵施設は次のとおりである。

- 1 急傾斜地崩壊危険予想区域（別表1）
- 2 土石流危険区域（別表2-1）
- 3 災害危険区域図（別表2-2、急傾斜地・土石流危険区域図）
- 4 危険物等貯蔵施設（別表3）

別表1 急傾斜地崩壊危険予想区域

図面番号	危険区域の現況			予想される災害				法令等における整備状況					整備計画		
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
												全部	一部		
1	然別峡	菅野温泉附近	3.0		旅館 1	道道然別峡線								道(建設部)	荒廃砂防道路改良済
2	北瓜幕	然別第一発電所	486.0		発電所1	道道然別峡線								道(建設部)	荒廃砂防道路改良済

別表2-1 土石流危険区域

図面番号	危険区域の現況							予想される被害					整備計画	
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流概況		砂防指定地指定番号・年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要	
					溪流長(km)	面積(ha)								
1	然別峡	十勝川	2級 シンカリベツ川	八の沢川	1.35	17.6	39号H3. 1. 10		旅館 1	道道然別峡線		道(建設部)	実施済	
2	然別崎畔	十勝川	1級 然別川	湖野川	1.40	45.9	1715号S61. 10. 28		旅館 2	道道鹿道線平線		道(建設部)	実施済	

H22. 3. 31現在